

# 東京音楽大学公的研究費不正使用防止計画

平成 31 年 4 月 1 日  
不正使用防止計画推進室

## 1. 目的

東京音楽大学（以下「本学」という。）では、不正要因を把握し、具体的な不正使用防止に対応するため「東京音楽大学における公的研究費取扱規程」第 15 条及び「東京音楽大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止計画を以下のとおり策定し、実施する。

各コンプライアンス推進責任者においては、管理監督又は指導する各部局の構成員に対し、この内容を十分に周知し、実施する。また、これらの実施状況については統括管理責任者がコンプライアンス推進責任者に対し、調査・確認を行うものとする。

## 2. 運営管理体制

### (1) 最高管理責任者：学長

本学における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

### (2) 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### (3) コンプライアンス推進責任者：部局等の長（事務局にあつては財務施設部長）

部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## 3. 不正使用防止計画

### (1) 責任体系の明確化

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
①人事異動等による責任者の交代により、後任者が十分な認識を有していない。	・責任者の交代時において、十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を徹底する。	
②時間の経過により、学内での認識、責任意識が低下する。	・学内会議において、随時各責任者に対し責任体制の啓発を促し、意識の向上を図る。	

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
<p><b>①学内規程等の明確化、統一化及び体系化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の使用ルール、規程等が理解されていない。</li> <li>・学内規程等と実態が乖離している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究費使用ハンドブック」「会計ルール資料」等を配付し、適正使用の徹底を図る。学内規程等の全体像を体系化してホームページに掲載し、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に広く周知する。</li> <li>・公的研究費の使用に関する職務権限及び業務分担と実態が乖離していないか実態調査を実施し、必要に応じて適切に見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理責任者が推進する公的研究費使用ルール等の取組に協力し、部局等内における適正運用の徹底を図る。</li> <li>・統括管理責任者が行う学内規程等と実態との乖離に関する実態調査に協力する。</li> </ul>
<p><b>②職務権限の明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務権限及び業務分担と実態が乖離している。</li> <li>・決済手続が複雑で責任の所在が不明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の使用に関する職務権限及び業務分担と実態が乖離していないか実態調査を実施し、必要に応じて見直す。</li> <li>・職務権限に応じて責任の所在を反映した実行性のある決裁手続きを明確に定め、必要に応じて適切に見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理責任者が行う公的研究費の使用に関する職務権限及び業務分担についての実態調査に協力する。</li> </ul>
<p><b>③関係者の意識向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに対する関係者の意識が低い。</li> <li>・公的研究費の大部分が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。</li> <li>・不適切な会計処理であっても、結果的に研究のために使用していれば許されるという認識の甘さがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動規範の周知徹底を図り、倫理意識の向上を促す。</li> <li>・コンプライアンス推進責任者に対し、研究倫理教育を行うよう、また、これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、本人の自署による誓約書（別紙1）の提出を求めるよう指示し、報告を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動規範の周知徹底を図り、倫理意識の向上を促す。</li> <li>・自己の管理監督又は指導する部局等において、統括管理責任者の指示のもと、全ての構成員にどのような行為が不正にあたるのかをしっかりと理解させ、不正を行わないという意識の向上を図るための研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督する。</li> <li>また、不正防止に関する遵守事項を自己の管理監督又は指導する部局等の構成員に公的研究費全般を不正使用防止の対象としていることを理解させ、不正防止について意識の浸透を図るために、本人の自署による誓約書（別紙1）を遅滞なく提出させる。</li> </ul>
<p><b>④告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的研究費の不正使用発生時の調査手続き及び不正使用認定後の懲戒手続きに関する規程等の整備及び周知がされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学内外からの申立て等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程を整備し、「ホームページ」及び「研究費使用ハンドブック」で学内外に積極的に周知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「研究費使用ハンドブック」を配付し、積極的に周知する。</li> </ul>

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
①不正使用防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用事案が発生する。	・不正使用事案の調査から明らかになった不正発生の具体的な要因について、その発生防止策を検討し、不正使用防止計画を見直し、周知する。	・改正後の不正防止計画を、速やかに自己の管理監督又は指導する部局等に周知する。

(4) 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
①予算 ・予算執行の特定の時期への偏りがある。  ・公的研究費が集中している部局がある。		・予算の執行状況を検証し、実態に合っているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合や年度末に集中するような場合は何らかの問題がある可能性があることに留意して、研究者に対して執行の遅れの理由を確認し、必要に応じて改善を求める。正当な理由により、公的研究費の執行が当初計画より遅れる場合などにおいては、繰越制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。また、競争的資金等については年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知する。 ・公的研究費が集中している部局がある場合は、特に留意して日常業務におけるモニタリングを行う。
②財源特定 ・発注段階での財源特定がなされていない。		・執行状況を的確に把握するため、発注段階での財源特定を徹底するよう、指導・注意喚起を行う。
③業者との関係 ・業者に対する未払い問題が発生する。 ・業者の選定が不十分である。  ・同一の部署等における、同一業者、同一品目の取引が頻繁にある。 ・特定の部署等としか取引実績が無い業者や特定の部署等との取引を新規に開始した業者へ発注が偏る。 ・構成員と業者の関係が緊密な状況から癒着を生み、不正な取引に発展する。	・不正使用防止に関するリーフレット等により説明を行い、どのような行為が不正使用にあたるのかを業者にも認識させる。また、架空伝票の依頼があった場合は、直ちに本学に通報することを要請する。 また、一定の取引実績（回数、金額等）やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対して、不正経理に協力しない旨の取引確認書（別紙2）の提出を求める。	・発注については契約担当部署、検収業務については財務課が実施する。 ・契約担当部署において単に当該部局等に契約実績がないこと等を理由に特定の者に偏ったり、恣意的になったりしないよう留意する。 ・同一の研究室における、同一業者、同一品目の多頻度取引がある場合は、特に留意して日常業務におけるモニタリングを行う。 ・特定の部署等としか取引実績が無い業者や特定の部署等との取引を新規に開始した業者への発注の偏りがある場合は、特に留意して日常業務におけるモニタリングを行う。 ・全ての構成員にどのような行為が不正にあたるのかをしっかりと理解させ、不正を行わないという意識の向上を図るための倫理教育を実施する。

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
<b>④検収体制</b> ・検収業務やモニタリングが形骸化している。		・検収時には、必ず現物の確認及び業務の完了確認を行い、検収印による確認のみにならないよう留意する。なお、事後の現物実査を確実に実施する。
<b>⑤物品</b> ・研究と直接関係ないと思われる物品の購入依頼をしている。 ・業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用が生じている。		・発注の際に、疑義が生じた物品については、購入依頼者に購入目的の確認等を行う。 ・事後の現物実査を確実に実施する。
<b>⑥役務</b> ・役務に関する検収が厳密に行われないことにより、架空発注を防ぐことができない。  ・データベース・プログラム・デジタルコンテンツの作成、機器の保守・点検等、特殊な役務契約に対する検収が不十分である。		・有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により検収を行う。 また、成果物がない機器の保守・点検などの場合には、検収担当者が立会い等による現場確認を行い、検収を行う。 ・検収担当者だけでは役務の完了を確認できない特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）の場合には、当該研究者や当該役務に精通した専門的知識・技術等を有する者を立ち会わせ、機能・動作確認などを行い厳密な検収を行う。
<b>⑦給与、謝金</b> ・非常勤雇用者、研究支援者等の勤務時間管理が厳密に行われていないため、実態の確認ができず、給与及び謝金の不正支給が防止できない。		・管理監督者に、日常的に勤務の状況を確認させ、出張等で確認できない場合は、代理の管理監督者に確認させるなどして、勤務時間管理を適正に行う。 また、不定期に業務内容を現場で直接確認する巡回や事後ヒアリングを行うなど、不適切な支出がないよう牽制する取組を行う。
<b>⑧換金性の高い物品、金券類</b> ・換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器）の管理ができていない。 ・金券類（切手、図書カード、タクシードライバーチケット等）の管理ができていない。		・換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器）については、資産管理ラベルを貼付して適切に管理する。物品の実査については、少額資産の実査と併せて行う。 ・金券類（切手、図書カード、タクシードライバーチケット等）については、受払簿により適切に管理する。

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
<b>⑨旅費</b> ・旅行事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。		・出張報告書において、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等の記載を求める。 なお、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて、出張者や面談者等へ照会や出張の事実確認を行う。
<b>⑩職場環境</b> ・個人依存度が高い、又は閉鎖的な職場環境や、牽制が効きづらい研究環境がある。		・個人依存度が高いことが確認された場合は、業務分担の見直しを行うなどして対処する。また、閉鎖的な職場環境や牽制が効きづらい研究環境がある場合は、その存在を把握するとともに、相談できる体制を作る。

(5) 情報発信・共有化の推進

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
<b>①通報窓口が判りにくいいため、不正が潜在化する。</b>	・通報窓口は、「ホームページ」や「研究費使用ハンドブック」等により周知しているが、更に不正使用防止を推進するリーフレットを配付し、通報者の保護や通報窓口、相談窓口についても周知する。	・左記の内容について、統括管理責任者から指示があった場合は、速やかに自己の管理監督又は指導する部局等に周知する。
<b>②使用ルール等の統一が図られていないため、誤った解釈で経費が執行されるおそれがある。</b>	・研究費相談窓口において、研究者等からの相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等を「研究費使用ハンドブック」や研究倫理教育に反映させることにより、経費のより適正な執行を図る。 また、不正使用防止に関する諸規程を学内外の利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化してホームページに掲載し、積極的な情報発信を行う。	・左記の内容について、統括管理責任者から指示があった場合は、速やかに自己の管理監督又は指導する部局等に周知する。

(6) モニタリングの在り方

不正発生要因（リスク）	不正使用防止計画	
	統括管理責任者	コンプライアンス推進責任者
①不正使用の防止を推進する体制の検証及び不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正使用防止計画推進室は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、内部統制の実効性の検証等適切な監査を実施できるよう、情報の提供に努め、連携を強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括管理責任者から指示があった場合又は各部局等において必要性があると判断した場合は、適切に公的研究費の管理・執行が行われているかを調査する。その際、予算執行が年度末等に集中している、研究費に占める一定費目の割合が著しく高い、立替払いが多い、証拠書類の不要な旅行が不自然に繰り返されているなど、不正発生要因を考慮して調査することとし、調査の結果、不正な事例が見受けられる場合は、統括管理責任者に速やかに報告を行う。</li> <li>財務課は、大学全体の出張旅費及び謝金を俯瞰できる立場にあることから、部局等からの確認等にかかる相談に応じつつ随時に出張行程や用務内容、謝金業務内容や出勤状況に不自然な点がないかの確認を行うなど実態把握に務め、特に、実態確認がとれない内容が繰り返されるなど不自然な点がある場合は報告を行う。</li> </ul>